

社会福祉法人 小羊会 行動計画

職員の年次有給休暇取得を促進するために、次の行動計画を策定する。

- 計画期間：令和5年12月1日～令和8年3月31日（3年間）
- 目 標：全ての職員が、50%以上年次有給休暇を取得するようにする。
- 取組内容・実施時期
 - 令和5年12月～ 職員の年次有給休暇の取得状況を確認し、取得が進んでいない職員に対して、ヒアリングを行い、取得する方法を検討する。
 - 令和6年 1月～ 次年度の、年次有給休暇の希望時期をヒアリングする。
 - 令和6年10月～ 当該年度の年次有給休暇取得状況を確認し、取得が進んでいない職員の対策を検討する。
 - 令和7年 1月～ 年次有給休暇の取得率が50%を超えていない職員を確認し、対策を検討する。
次年度の、年次有給休暇の希望時期をヒアリングする。
 - 令和7年10月～ 当該年度の年次有給休暇取得状況を確認し、取得が進んでいない職員の対策を検討する。